

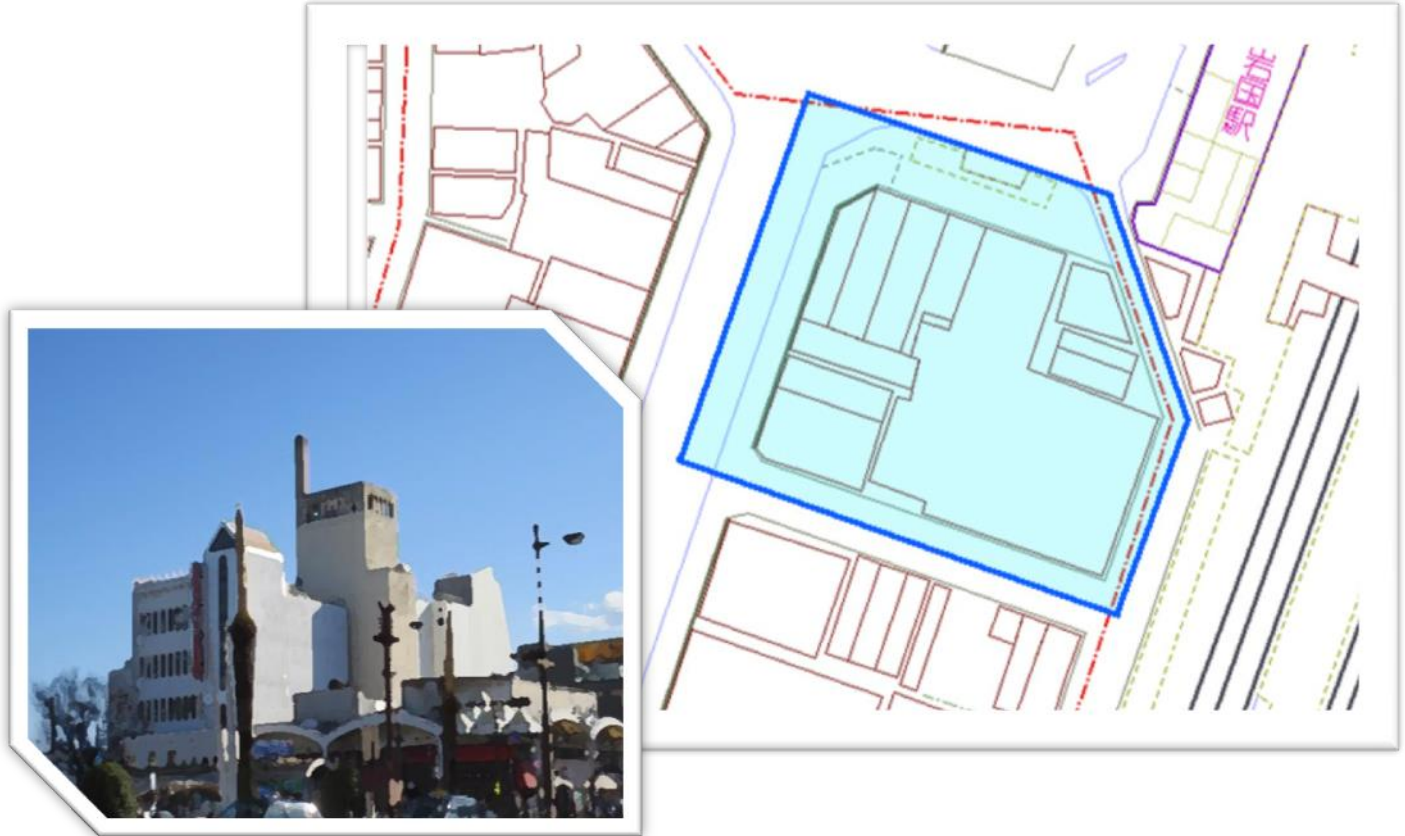
岩国駅前南地区 市街地再開発ニュース

岩国駅前南地区市街地再開発準備組合

岩国市麻里布町 1-4-3 新岩国ビル 2 階

TEL 0827-35-5150 FAX 0827-35-5151

再開発予定区域は麻里布町二丁目 1 番 1～23 の区域（約 0.5ha）です。



現在の準備組合活動状況

本年 5 月末の**事業推進検討素案**の提示に向け、各種調査や検討作業を行っています。

- ・ ホテル及び関連施設、宴会場等の導入可能性検討
- ・ 住居系施設の検討
- ・ 商業・サービス施設の導入機能の検討
- ・ 駐車場の検討
- ・ 上記内容を踏まえた施設計画と外観イメージの作成
- ・ 公的補助に関する行政協議と資金計画
- ・ 権利変換モデルの作成 等 上記に関してご意見等ございましたら、ご一報下さい。



権利変換とは・・・

- ・ 現在みなさんが地区内に所有されている土地・建物を資産として評価し、新しい建物（再開発ビル）の一部に等価で置き換えるしくみです
- ・ 市街地再開発事業において、権利者の権利や生活保全を目的として定められた法的な手法の一つです

準備組合員の定義

当準備組合の規約では準備組合員に関する条文として、下記のように記載されています。

(準備組合員の資格)

第6条 準備組合員たる資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
地区内の**土地所有者**、**借地権者**又は**建物所有者**、**テナント**。但し、土地所有者、借地権者又は建物所有者が数人の共有に属するときは、そのうちの**代表者1名**とする。

- 1) 準備組合員が法人の場合は、その代表権を有する者とする
- 2) 前2号に掲げる準備組合員資格者の委任代理人(親族又は法人の従業員に限る)
- 3) その他理事会で承認された者

(加入及び退会)

第7条 準備組合員の資格を有する者は、加入手続きにより準備組合へ加入することができる。

2 準備組合設立後、中途加入する準備組合員は、それまでに決議された総会及び理事会の決議事項を尊重し、承認すること。

3 退会する者は、加入手続きの例による。



(準備組合費)

第8条 準備組合員は、総会の議決を経て定められた会費を納付するものとし、会費は準備組合の運営費に充てる。

2 行事その他理事会が必要と認めたときは、参加者がその実費を臨時会費として納付する。

(経費)

第31条 準備組合の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 準備組合の会費の徴収方法は、理事会で定めるものとする。

3 準備組合退会のときは、既納会費の返還はしないものとする。

* なお、**テナント**の方は本組合設立時には法律上組合員にはなれません。別の形で組合に参加することはできません。

3月理事会で審議・報告された事項

日時:平成25年3月15日(金)13:30~15:40

- ① 報告 準備組合加入状況
まちなみデザイン推進事業
- ② 審議 各種規定の制定
事業推進計画の検討
及びスケジュール
ホテル事業の調査

4月のスケジュール

9日(火) 10:00 部会
15日(月) 13:30 理事会



5月後半 平成25年度通常総会

編集後記

二十四節気では4月5日は「清明」でした。世の中すべて明るい季節。戸外で活動するには一番いい季節です。新年度が始まり、気分一新。本準備組合も、新年度は基本計画案決定に向け、大きく前進することと思います。

事務局 TEL 0827-35-5150 工藤